

新	旧	修正理由・備考
第2節 防災の基本理念及び施策の概要 1 (略) (1) 周到かつ十分な災害予防 ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。 <u>(ウ) 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</u> イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を<u>講ずる</u>。 (ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の<u>環境整備・連携体制の強化</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。<u>さらに、復興事前準備を講ずることとする。</u> 3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を<u>平時から講ずる</u>ものとする。	第2節 防災の基本理念及び施策の概要 1 (略) (1) 周到かつ十分な災害予防 ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。 <u>(新設)</u> イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を<u>講じる</u>。 (ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の<u>環境整備</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。 (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。<u>(追加)</u> 3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を<u>平常時から講じる</u>ものとする。	修正理由・備考 県の防災計画に合わせた修正 県の防災計画に合わせた修正 県の防災計画に合わせた修正 県の防災計画に合わせた修正 表現の統一に伴う修正

新		旧		修正理由・備考
第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱		第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱		
3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関		県の防災計画に合わせた修正 県の防災計画に合わせた修正
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 <u>ウ 災害教訓の伝承に関すること。</u>	(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 <u>(追加)</u>	
<u>(19) 長野行政監視 行政相談センター</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設に関すること。</u>	<u>(新規)</u>		
8 指定公共機関		8 指定公共機関		社名変更に伴う修正 県の防災計画に合わせた修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 予警報周知を含めるため修正
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
(4) 電気通信事業者	<u>(NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	(4) 電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))</u> ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 <u>イ 日赤医療コーディネーター及び医療救護班の派遣に関すること。</u> <u>ウ</u> 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 <u>エ</u> 義援金の募集に関すること。	(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 <u>(新規)</u> <u>イ</u> 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 <u>ウ</u> 義援金の募集に関すること。	
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>気象予警報等の放送周知に関すること、</u> 災害情報等広報に関すること。	(8) 日本放送協会 (長野放送局)	<u>災害情報等広報に関すること。</u>	

新		旧		修正理由・備考
9 指定地方公共機関		9 指定地方公共機関		
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	予警報周知を含めるため修正
(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、飯田エフエム放送(株)) <u>気象予警報等の放送周知に関すること</u> 、天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、飯田エフエム放送(株)) <u>天気予報及び警報</u> 、災害情報等広報に関すること。	
(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>気象予警報等の放送周知に関すること</u> 、天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7)長野県情報ネットワーク協会	<u>天気予報及び警報</u> 、災害情報等広報に関すること。	

新	旧	修正理由・備考
第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 風水害に強いまちの形成 c (略) また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を<u>講ずる</u>よう努める。 j (略) (h) <u>土石災害のおそれのある個所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施</u> <u>(i)</u> <u>(j)</u> (エ) 災害応急対策等への備え a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。 j <u>平時</u>より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。 イ 【関係機関が実施する計画】 e (略) なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を<u>講ずる</u>ものとする。 (ウ) 災害応急対策等への備え a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。	第1節 風水害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 風水害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 風水害に強いまちの形成 c (略) また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を<u>講じる</u>よう努める。 j (略) (新設) <u>(h)</u> <u>(i)</u> (エ) 災害応急対策等への備え a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。 j <u>平常時</u>より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。 イ 【関係機関が実施する計画】 e (略) なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を<u>講じる</u>ものとする (ウ) 災害応急対策等への備え a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを<u>平常時</u>より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。	表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせた修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

【風水害対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
速かつ円滑に行うための備えを <u>平時</u> より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。	速かつ円滑に行うための備えを <u>平常時</u> より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容 3 災害未然防止活動 (1) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	第2節 災害発生直前対策 第3 計画の内容 3 災害未然防止活動 (1) 県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。	県の防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (カ) 国関係機関、市町村及び<u>指定公共機関</u>等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>新総合防災情報システム(SOB O-WE B)</u>や<u>新物資システム(B-PL o)</u>に<u>集約</u>できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。 2 情報の分析整理 県と連携し、<u>平時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (カ) <u>N T T 東日本</u> 株等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。	第3節 情報の収集・連絡体制計画 第3 計画の内容 1 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (カ) 国関係機関、市町村及び<u>公共機関</u>等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム(SOB O-WE B)</u>に<u>集約</u>できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。 2 情報の分析整理 県と連携し、<u>平常時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (カ) <u>東日本電信電話</u> 株等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。	県の防災計画に合わせた修正 表現の統一に伴う修正 社名変更に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第4節 活動体制計画 第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (2) 実施計画 イ【町が実施する計画】 (エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築に努めるものとする。 <u>(カ) 災害対応業務に従事する職員の健康管理等の徹底に努めるものとする。</u>	第4節 活動体制計画 第3 計画の内容 1 職員の参集・活動体制 (2) 実施計画 イ【町が実施する計画】 (エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築に努めるものとする。 <u>(新設)</u>	表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
第5節 広域相互応援計画 第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、<u>平時</u>から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。 また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 第3 計画の内容 1 防災関係機関相互の連携体制整備 (2) 実施計画 【町、県及び関係機関が実施する計画】 (ウ) 地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、<u>TEC-FORCE予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するTEC-FORCEアドバイザーやTEC-FORCEパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築</u>を図るものとする。 2 県内全市町村間の相互応援協定 (1) 現状及び課題 県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。 <u>このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、令和4年9月1日現在、215協定である。</u> 今後は、これらの協定に基づき<u>平時</u>から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、<u>平時</u>から連携強化に努めるものと	第5節 広域相互応援計画 第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、<u>平常時</u>から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。 また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。 第3 計画の内容 1 防災関係機関相互の連携体制整備 (2) 実施計画 【町、県及び関係機関が実施する計画】 (ウ) 地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、<u>人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備</u>を図るものとする。 2 県内全市町村間の相互応援協定 (1) 現状及び課題 県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。 (追加) 今後は、これらの協定に基づき<u>平常時</u>から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、<u>平常時</u>から連携強化に努めるものと	表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせた修正 県内の相互応援等の協定締結状況を追加 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
する。 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (イ) 消防団は、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、<u>平時</u>から連携強化を図るものとする。 イ【飯田広域消防本部が実施する計画】 (イ) 消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、<u>平時</u>から連携強化を図るものとする。 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 (2) 実施計画 【町及び県が実施する計画】 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。また、共同で訓練等を行うなど、<u>平時</u>より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。	とする。 3 県内外消防本部間の消防相互応援体制 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (イ) 消防団は、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、<u>平常時</u>から連携強化を図るものとする。 イ【飯田広域消防本部が実施する計画】 (イ) 消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、<u>平常時</u>から連携強化を図るものとする。 5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備 (2) 実施計画 【町及び県が実施する計画】 協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。また、共同で訓練等を行うなど、<u>平常時</u>より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。	正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第6節 救助・救急・医療計画 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 現状及び課題 本町においては、救助救急車輛の整備及び運行は飯田広域消防本部にて、実施をしている。 消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平時</u>からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。 (2) 実施計画 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 (ウ) 日本赤十字社等の協力を得て、<u>平時</u>から住民に対して、救助・救急資機材を使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。 4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ウ) 災害時に医療施設や<u>避難所等の情報</u>を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等の活用に努め、</u>操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。 イ 【関係機関が実施する計画】 (ウ) 災害時に医療施設や<u>避難所等の情報</u>を迅速に把握するために、<u>広域災害救急医療情報システム（EMIS）、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等の活用に努め、</u>操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	第6節 救助・救急・医療計画 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 現状及び課題 本町においては、救助救急車輛の整備及び運行は飯田広域消防本部にて、実施をしている。 消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平常時</u>からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。 (2) 実施計画 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 (ウ) 日本赤十字社等の協力を得て、<u>平常時</u>から住民に対して救助・救急資機材を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。 4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ウ) 災害時に医療施設の<u>診療状況等の情報</u>を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、</u>操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。 イ 【関係機関が実施する計画】 (ウ) 災害時に医療施設の<u>診療状況等の情報</u>を迅速に把握するために、<u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、</u>操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。	修正理由・備考 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第8節 要配慮者支援計画 第1 基本方針 (略) また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を<u>講ずる</u>必要がある。 第2 <u>主な取組</u> 1 <u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>を<u>作成</u>し、支援体制計画の構築に努める。 第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 現状及び課題 災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、<u>平時</u>から避難支援体制を構築しておく必要がある。 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。<u>情報の把握及び名簿の作成にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。</u>(略) <u>a</u> 名簿に記載する者の範囲 <u>(a)</u> 要介護認定3～5を受けている者 <u>(b)</u> 身体障害者手帳1・2級を所持する者 <u>(c)</u> 療育手帳Aを所持する者 <u>(d)</u> 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者	第8節 要配慮者支援計画 第1 基本方針 (略) また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を<u>講じる</u>必要がある。 第2 主な取組み 1 <u>要配慮者支援計画</u>を<u>策定</u>し、支援体制計画の構築に努める。 第3 計画の内容 1 要配慮者支援計画の作成 (1) 現状及び課題 災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、<u>平常時</u>から避難支援体制を構築しておく必要がある。 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。<u>(追加)</u>(略) <u>(ウ)</u> 名簿に記載する者の範囲 <u>a</u> 要介護認定3～5を受けている者 <u>b</u> 身体障害者手帳1・2級を所持する者 <u>c</u> 療育手帳Aを所持する者 <u>d</u> 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者	表現の統一に伴う修正 文言の整理 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正

新	旧	修正理由・備考
<u>(e)</u> 上記に準ずる状態にある難病患者等 <u>(f)</u> 在宅人工呼吸療法患者及び在宅酸素療法患者 <u>(g)</u> 5歳以上単身世帯高齢者のうち支援を必要とする者 <u>(h)</u> 主防災組織が支援を必要と認めた者 <u>b</u> 避難行動要支援者名簿の記載事項 <u>(a)</u> 氏名 <u>(b)</u> 生年月日 <u>(c)</u> 性別 <u>(d)</u> 住所又は居所 <u>(e)</u> 電話番号その他の連絡先 <u>(f)</u> 避難支援等を必要とする理由 <u>(g)</u> その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認めるもの <u>(ウ)</u> <u>個別避難計画作成の努力義務</u> <u>町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> <u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者 本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</u> <u>(エ)</u> 避難行動要支援者名簿の提供 <u>町地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町</u>	<u>e</u> 上記に準ずる状態にある難病患者等 <u>f</u> 在宅人工呼吸療法患者及び在宅酸素療法患者 <u>g</u> 75歳以上単身世帯高齢者のうち支援を必要とする者 <u>h</u> 自主防災組織が支援を必要と認めた者 <u>(x)</u> 避難行動要支援者名簿の記載事項 <u>a</u> 氏名 <u>b</u> 生年月日 <u>c</u> 性別 <u>d</u> 住所又は居所 <u>e</u> 電話番号その他の連絡先 <u>f</u> 避難支援等を必要とする理由 <u>g</u> その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認めるもの <u>(ケ)</u> <u>個別避難計画作成の努力義務</u> <u>地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> <u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> <u>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</u> <u>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> <u>(オ)</u> 避難行動要支援者名簿の提供 <u>避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に</u>	修正理由・備考 見出し記号の修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。 なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平時からの提供に際しては本人の同意を要しない。 (ウ) 避難行動要支援者の移送計画 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (カ) 個別避難計画の事前提供 地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。 (キ) 要配慮者への配慮 町は、個別避難計画が未作成の避難行動要支援者及び避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整、災害時住民支え合いマップの作成その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (ク) 地区防災計画との調整 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう	対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。 (ウ) 避難行動要支援者の移送計画 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 (コ) 個別避難計画の事前提供 地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 (サ) 避難行動要支援者への配慮 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (シ) 地区防災計画との調整 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものと	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正 見出し記号の修正

新	旧	修正理由・備考
努めるものとする。 <u>(ケ) 個別避難計画作成の促進</u> <u>町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> (削除) (削除)	する。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 (新設) <u>(カ) 避難支援等関係者の安全確保</u> <u>避難支援に際しては、避難支援等関係者の安全が確保されていることが大前提であり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行う。また、避難支援等関係者に対して、自らの安全が第一であることを周知徹底するものとする。</u> <u>(キ) 要配慮者支援計画の作成</u> <u>地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。</u>	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第9節 緊急輸送計画 第1 基本方針 大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を<u>平時</u>から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。 第3 計画の内容 3 輸送体制の整備計画 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する計画】 (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進するものとする。 a 災害発生時の緊急輸送活動のため、<u>平時</u>から輸送能力を把握する。	第9節 緊急輸送計画 第1 基本方針 大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を<u>平常時</u>から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。 第3 計画の内容 3 輸送体制の整備計画 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する計画】 (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進するものとする。 a 災害発生時の緊急輸送活動のため、<u>平常時</u>から輸送能力を把握する。	表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第11節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (オ) <u>避難経路</u>、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (a) <u>平時</u>における広報 (キ) 避難行動要支援者対策 <u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 2 避難場所の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。 3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ク) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、	第11節 避難の受入活動計画 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ウ) <u>避難路</u>、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定 g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (a) <u>平時</u>における広報 (キ) 避難行動要支援者対策 <u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 2 避難場所の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。 3 避難所の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ク) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含	県の防災計画に合わせ修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。 (略) (サ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、乳幼児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品ほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子ども</u>にも配慮するものとする。	め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を<u>講じ</u>よう努めるものとする。 (略) (サ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u> また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>にも配慮するものとする。	修正理由・備考 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 標記の修正
7 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。 (イ) <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、</u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。 (ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	7 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (ア) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。 (イ) (追加) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方を検討するよう努めるものとする。 (ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。	県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第12節 孤立防止対策 第3 計画の内容 1 通信手段の確保 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (エ) <u>NTT東日本</u>㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。 3 孤立予想地域の実態把握 (1) 現状及び課題 (略) 孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を<u>平時</u>から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (イ) <u>平時</u>の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。 6 備蓄 (2) 実施計画 イ 【住民が実施する計画】 (7) 孤立が予想される地域の住民は、<u>平時</u>から最低1週間分の備蓄を行うものとする。	第12節 孤立防止対策 第3 計画の内容 1 通信手段の確保 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (エ) <u>東日本電信電話</u>㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。 3 孤立予想地域の実態把握 (1) 現状及び課題 (略) 孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を<u>平常時</u>から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (イ) <u>平常時</u>の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。 6 備蓄 (2) 実施計画 イ 【住民が実施する計画】 (7) 孤立が予想される地域の住民は、<u>平常時</u>から最低1週間分の備蓄を行うものとする。	社名変更に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第13節 食料品等の備蓄・調達計画 第2 主な取組み 3 (略) また、<u>新物資システム（B-P L o）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録の他、施設ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握することに努めるものとする。</u> 第3 計画の内容 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、<u>町保健衛生部署管理栄養士等の</u>関与の下、町地域防災計画等で定めるものとする。 <u>(イ) 食料品等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的 な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示すとおり、最大の想定避難 者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努 めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u> <u>(ウ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。</u> <u>(エ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。</u> <u>(オ) 県と町の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにするものとする。</u> <u>(カ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。</u> <u>(キ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。</u>	第13節 食料品等の備蓄・調達計画 第2 主な取組み 3 (略) また、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u> 第3 計画の内容 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (ア) 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、<u>管理栄養士等行政栄養関係者</u>の関与の下、町地域防災計画等で定めるものとする。 <u>(イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。</u> <u>(ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。</u> <u>(エ) 県と町の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにするものとする。</u> <u>(オ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。</u> <u>(カ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。</u>	県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正

新	旧	修正理由・備考
第14節 給水計画 第3 計画の内容 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 ア 【水道事業者として町が実施する計画】 (ア) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の耐震化の整備を行うものとする。 (イ) 住民が実施する事項への支援を行うものとする。 (ウ) 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。 (エ) 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。 (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。 (カ) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。 <u>(キ) 飲料水を備蓄し、必要に応じて更新する。飲料水等については、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>	第14節 給水計画 第3 計画の内容 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 ア 【水道事業者として町が実施する計画】 (ア) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の耐震化の整備を行うものとする。 (イ) 住民が実施する事項への支援を行うものとする。 (ウ) 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。 (エ) 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。 (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。 (カ) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。 <u>(新設)</u>	県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画 第3 計画の内容 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (7) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。 <u>生活必需品等については「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」(令和6年10月11日付け6危第168号)に示すとおり、最大の想定避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえ、必要となる備蓄の確保に努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u>	第15節 生活必需品の備蓄・調達計画 第3 計画の内容 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (7) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。 <u>(追記)</u>	県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第17節 電気施設災害予防計画 第3 計画の内容 3 関係機関との連携 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する計画】 (7) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、<u>平時</u>から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。 (7) 県及び地方振興局、町に対する情報提供体制を整え、<u>平時</u>より連携を強化するものとする。	第17節 電気施設災害予防計画 第3 計画の内容 3 関係機関との連携 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する計画】 (7) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、<u>平常時</u>から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておくものとする。 (7) 県及び地方振興局、町に対する情報提供体制を整え、<u>平常時</u>より連携を強化するものとする。	表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第19節 下水道施設等災害予防計画 第3 計画の内容 3 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄 (1) 現状及び課題 被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、<u>平常</u>から計画的に購入、備蓄していく必要がある。	第19節 下水道施設等災害予防計画 第3 計画の内容 3 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄 (1) 現状及び課題 被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、<u>平常時</u>から計画的に購入、備蓄していく必要がある。	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第20節 通信・放送施設災害予防計画 【総務課、通信・放送機関】 第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保 (1) 現状および課題 災害時においては、通信施設の被災、<u>停電</u>、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。 3 電気通信施設災害予防 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 町地域防災計画等の定めるところにより、<u>N T T 東日本</u>㈱等の電気通信事業者との連携を図るものとする。 イ 【<u>N T T 東日本</u>㈱、㈱N T T ドコモ、K D D I ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】	第20節 通信・放送施設災害予防計画 【総務課、通信・放送機関】 第3 計画の内容 1 緊急時のための通信確保 (1) 現状および課題 災害時においては、通信施設の被災、<u>通信</u>量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。 3 電気通信施設災害予防 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 町地域防災計画等の定めるところにより、<u>東日本電信電話</u>㈱等の電気通信事業者との連携を図るものとする。 イ 【<u>東日本電信電話</u>㈱、㈱N T T ドコモ、K D D I ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】	県の防災計画に合わせて修正 社名変更に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2.1節 災害広報計画 第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (カ) N T T㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。	第2.1節 災害広報計画 第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (カ) 日本電信電話㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。	社名変更に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2.2節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 2 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和7年4月1日現在、山腹崩壊危険地区61箇所、崩壊土砂流出危険地区79箇所である 3 土石流対策 (1) 現状及び課題 一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。令和7年4月1日現在、土石流発生危険溪流は48溪流である。 4 急傾斜地崩壊対策 (1) 現状及び課題 がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。 また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は、令和7年4月1日現在4箇所（急傾斜地崩壊危険箇所は145箇所）である。 6 土砂災害警戒区域等の対策 (1) 現状及び課題 本町では、令和7年4月1日現在で582区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は453区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。	第2.2節 土砂災害等の災害予防計画 第3 計画の内容 2 山地災害危険地対策 (1) 現状及び課題 山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和6年4月1日現在、山腹崩壊危険地区61箇所、崩壊土砂流出危険地区79箇所である。 3 土石流対策 (1) 現状及び課題 一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。令和6年4月1日現在、土石流発生危険溪流は48溪流である。 4 急傾斜地崩壊対策 (1) 現状及び課題 がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。 また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は、令和6年4月1日現在4箇所（急傾斜地崩壊危険箇所は145箇所）である。 6 土砂災害警戒区域等の対策 (1) 現状及び課題 本町では、令和6年4月1日現在で582区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は453区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。	時点修正 時点修正 時点修正 時点修正

新	旧	修正理由・備考
第2.4節 道路及び橋梁災害予防計画 第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し<u>平時</u>より連携を強化しておく。	第2.4節 道路及び橋梁災害予防計画 第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し<u>平常時</u>より連携を強化しておく。	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2.7節 農林水産物災害予防計画 第3 計画の内容 2 林産物災害予防計画 (1) 現状及び課題 風水害による立木の倒状防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。 林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。	第2.7節 農林水産物災害予防計画 第3 計画の内容 2 林産物災害予防計画 (1) 現状及び課題 風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。 林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。	訂正

新	旧	修正理由・備考
第29節 防災知識普及計画 第1 基本方針 「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、町及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が<u>平時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 (略) 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (7) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 (略) b 飼い主による家庭動物の同行避難や、<u>避難所等</u>での飼養についての準備 <u>c 災害による家屋の損害を補償する保険・共済等の生活再建に向けた事前の備 え等の家庭での予防・安全対策</u> <u>d</u> 警報等や、避難指示等の意味や内容 <u>e</u> 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動 <u>f</u> 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること <u>g</u> 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 <u>h</u> 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 <u>i</u> 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 <u>j</u> 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識	第29節 防災知識普及計画 第1 基本方針 「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、町及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が<u>平常時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 (略) 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (7) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 (略) b 飼い主による家庭動物の同行避難や<u>避難所</u>での飼養についての準備、<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</u> <u>(新設)</u> <u>c</u> 警報等や、避難指示等の意味や内容 <u>d</u> 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動 <u>e</u> 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること <u>f</u> 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 <u>g</u> 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 <u>h</u> 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 <u>i</u> 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識	表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正

新	旧	修正理由・備考
<u>k</u> 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識	<u>j</u> 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識	見出し記号の修正
<u>l</u> 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識	<u>k</u> 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識	見出し記号の修正
<u>m</u> 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識	<u>l</u> 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識	見出し記号の修正
<u>n</u> 正確な情報入手の方法	<u>m</u> 正確な情報入手の方法	見出し記号の修正
<u>o</u> 要配慮者に対する配慮	<u>n</u> 要配慮者に対する配慮	見出し記号の修正
<u>p</u> 男女のニーズの違いに対する配慮	<u>o</u> 男女のニーズの違いに対する配慮	見出し記号の修正
<u>q</u> 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識	<u>p</u> 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識	見出し記号の修正
<u>r</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容	<u>q</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容	見出し記号の修正
<u>s</u> 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識	<u>r</u> 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識	見出し記号の修正
<u>t</u> 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識	<u>s</u> 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識	見出し記号の修正
<u>u</u> 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動	<u>t</u> 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動	見出し記号の修正
<u>v</u> 避難生活に関する知識	<u>u</u> 避難生活に関する知識	見出し記号の修正
<u>w</u> <u>平時</u> から住民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法	<u>v</u> <u>平常時</u> から住民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法	見出し記号の修正・表現の統一に伴う修正
<u>x</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について	<u>w</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について	見出し記号の修正
<u>y</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて	<u>x</u> 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて	見出し記号の修正
<u>z</u> 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識	<u>y</u> 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識	見出し記号の修正
<u>aa</u> 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識	<u>z</u> 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識	見出し記号の修正
カ【関係機関が実施する計画】	カ【関係機関が実施する計画】	
<u>(7) 消防機関は、普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。</u>	<u>(新設)</u>	県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
<u>(イ) 日本赤十字社長野県支部は、応急手当(救急法)や赤十字防災セミナー等の地域住民に向けた防災に関する講習会等を実施するものとする。</u> 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 (2) 実施計画 イ【住民が実施する計画】 住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら</u>災害教訓の伝承に努めるものとする。	<u>日本赤十字社長野県支部及び飯田広域消防本部、町消防団本部等は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。</u> 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承 (2) 実施計画 イ【住民が実施する計画】 <u>住民は、自ら</u>災害教訓の伝承に努めるものとする。	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第30節 防災訓練計画	第30節 防災訓練計画	
第3 計画の内容 1 防災訓練の種別 (1) 現状及び課題 <u>町では、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様に合わせた</u>防災訓練を実施している。 今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 <u>(7) 総合防災訓練</u> 町は、連携体制の強化を目的として、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した総合防災訓練を行うものとする。 a 実施時期 <u>防災週間（8月30日～9月5日）等に合わせて実施するものとする。</u>	第3 計画の内容 1 防災訓練の種別 (1) 現状及び課題 <u>本町では、防災週間（8月30日～9月5日）内において</u>防災訓練を実施している。 今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 <u>(7) 風水害・地震総合防災訓練</u> 町は、連携体制の強化を目的として、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害を想定した総合防災訓練を行うものとする。 a 実施時期 <u>水防月間（5月1日～5月31日）や防災週間（8月30日～9月5日）等に合わせて実施するものとする。</u>	県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 災害復旧・復興への備え 第1 基本方針 災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、<u>平時</u>から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。 第3 計画の内容 1 災害廃棄物の発生への対応 【町が実施する計画】 ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・<u>協力の在り方</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 <u>オ 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、適正な見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u> 4 罹災証明書の発行体制の整備 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、<u>他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (略)	第3節 災害復旧・復興への備え 第1 基本方針 災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、<u>平常時</u>から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。 第3 計画の内容 1 災害廃棄物の発生への対応 【町が実施する計画】 ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・<u>協力</u>等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 <u>(新設)</u> 4 罹災証明書の発行体制の整備 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、<u>他の地方公共団体や</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (略)	表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

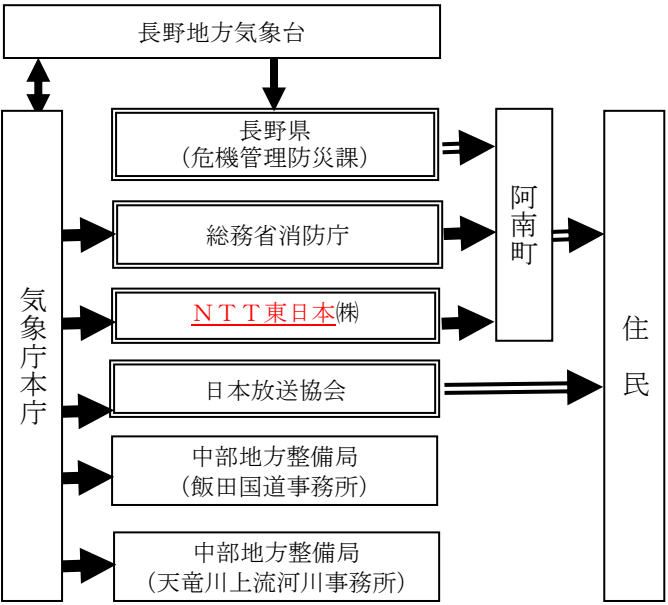
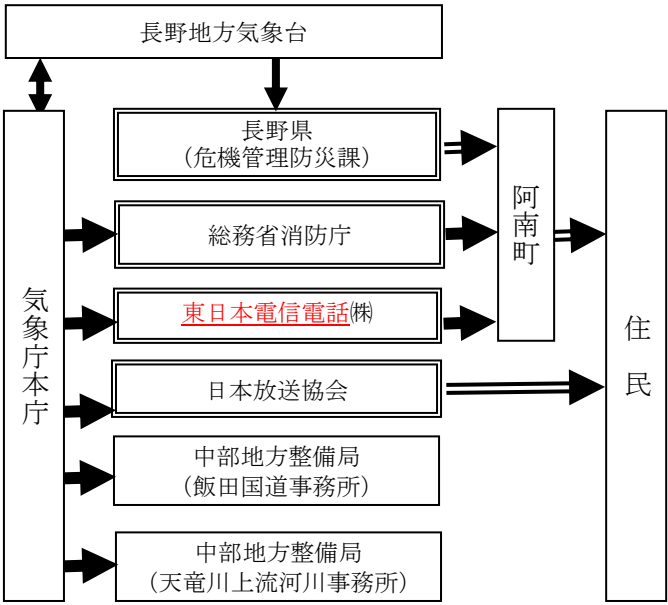
新	旧	修正理由・備考
第3.2節 自主防災組織等の育成に関する計画 第3 計画の内容 4 各防災組織相互の協調 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (イ) <u>消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて</u>、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。	第3.2節 自主防災組織等の育成に関する計画 第3 計画の内容 4 各防災組織相互の協調 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (イ) <u>自主防災組織と消防団の連携等を通じて</u>、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。	県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第34節 <u>ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u> 第3 計画の内容 2 ボランティア活動の<u>環境整備・連携体制の強化</u> (2) 実施計画 ア 【町及び県が実施する計画】 (ア) <u>平時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討するものとする。 <u>(イ) 避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む 地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> <u>(ロ) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、<u>平時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> <u>(エ) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災<u>家屋等</u>からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。(略)</u> <u>(オ) 社会福祉協議会と<u>平時</u>から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。(略)</u> 3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携 (2) 実施計画 ア 【町および県が実施する計画】 長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高い<u>NPO、登録被災者援護協力団体</u>等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深	第34節 <u>ボランティア活動の環境整備</u> 第3 計画の内容 2 ボランティア活動の<u>環境整備</u> (2) 実施計画 ア 【町及び県が実施する計画】 (ア) <u>平常時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討するものとする。 <u>(新設)</u> <u>(イ) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、<u>平常時</u>の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> <u>(ロ) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災<u>家屋からの</u>災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。(略)</u> <u>(エ) 社会福祉協議会と<u>平常時</u>から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。(略)</u> 3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携 (2) 実施計画 ア 【町および県が実施する計画】 長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高い<u>NPO等</u>と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正 表現の統一に伴う修正 見出し記号の修正・ 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正・ 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。	置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。	

新	旧	修正理由・備考																																
第1節 災害直前活動	第1節 災害直前活動																																	
第3 活動の内容	第3 活動の内容																																	
1 警報等の伝達活動	1 警報等の伝達活動																																	
(2) 実施計画	(2) 実施計画																																	
ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）	ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）																																	
(ア) 【町が実施する対策】	(ア) 【町が実施する対策】																																	
・ 住民等への周知の措置	・ 住民等への周知の措置																																	
県、消防庁、 <u>NTT東日本</u> ㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。（略）	県、消防庁、 <u>東日本電信電話</u> ㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。（略）	社名変更に伴う修正																																
第4 警報等の種類及び発表基準	第4 警報等の種類及び発表基準																																	
1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報	1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報																																	
(1) 特別警報・警報・注意報	(1) 特別警報・警報・注意報																																	
(略) <u>また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「竜巻発生確度ナウキャスト」、「雷ナウキャスト」等で発表される。</u> （略）	(略) <u>(追加)</u> （略）	気象庁施策の標準的な記載例による記述に修正																																
警報・注意報発表基準一覧表（ <u>令和7年5月29日現在</u> ）	警報・注意報発表基準一覧表（ <u>令和6年5月23日現在</u> ）	時点修正																																
別表1 大雨警報基準（ <u>令和7年5月29日現在</u> ）	別表1 大雨警報基準（ <u>令和6年5月23日現在</u> ）	時点修正																																
別表2 洪水警報基準（ <u>令和7年5月29日現在</u> ）	別表2 洪水警報基準（ <u>令和6年5月23日現在</u> ）	時点修正																																
<table><tr><th>市町村名</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準※1</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>喬木村</td><td>壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.5, 小川川流域=11.6</td><td>—</td><td>天竜川上流 [<u>市田・天竜峡</u>]</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	市町村名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準	(略)				喬木村	壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.5, 小川川流域=11.6	—	天竜川上流 [<u>市田・天竜峡</u>]	(略)				<table><tr><th>市町村名</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準※1</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>喬木村</td><td>壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.5, 小川川流域=11.6</td><td>—</td><td>天竜川上流 [<u>市田</u>]</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	市町村名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準	(略)				喬木村	壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.5, 小川川流域=11.6	—	天竜川上流 [<u>市田</u>]	(略)				一覧表更新に伴う修正
市町村名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準																															
(略)																																		
喬木村	壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.5, 小川川流域=11.6	—	天竜川上流 [<u>市田・天竜峡</u>]																															
(略)																																		
市町村名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準																															
(略)																																		
喬木村	壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.5, 小川川流域=11.6	—	天竜川上流 [<u>市田</u>]																															
(略)																																		
別表3 大雨注意報基準（ <u>令和7年5月29日現在</u> ）	別表3 大雨注意報基準（ <u>令和6年5月23日現在</u> ）	時点修正																																

新				旧				修正理由・備考
別表 4 洪水注意報基準（令和 7 年 5 月 29 日現在）				別表 4 洪水注意報基準（令和 7 年 5 月 23 日現在）				時点修正
市町村名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準	市町村名	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準	一覧表更新に伴う修正
(略)				(略)				
喬木村	壬生沢川流域=3. 1, 加々須川流域=6. 8, 小川川流域=9. 2	加々須川流域=(5, 5. 4), 小川川流域=(5, 7. 4)	天竜川上流 [市田・天竜 峡]	喬木村	壬生沢川流域=3. 1, 加々須川流域=6. 8, 小川川流域=9. 2	加々須川流域=(5, 5. 4), 小川川流域=(5, 7. 4)	天竜川上流 [市田]	
(略)				(略)				
4 その他の情報				4 その他の情報				誤記の修正
(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録 的な大雨に関する 関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。(略)				(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする大雨特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録 的な大雨に関する 関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。(略)				

新	旧	修正理由・備考
警報等伝達系統図 1 注意報・警報および情報 (1) 系統図 	警報等伝達系統図 1 注意報・警報および情報 (1) 系統図 	社名変更に伴う修正

新	旧	修正理由・備考																																																
第2節 災害情報の収集・連絡活動	第2節 災害情報の収集・連絡活動																																																	
第2 活動の内容	第2 活動の内容																																																	
2 被害状況等の調査と調査責任機関	2 被害状況等の調査と調査責任機関																																																	
(1) (略)	(1) (略)																																																	
<table><tr><th>調査事項</th><th>調査機関</th><th>担当課</th><th>協力機関</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>社会福祉施設被害</td><td>町・施設管理者</td><td>民生課</td><td>飯田保健福祉事務所福祉課</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>給食施設関係被害</td><td>施設管理者</td><td>民生課</td><td>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告からの把握）</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	調査事項	調査機関	担当課	協力機関	(略)				社会福祉施設被害	町・施設管理者	民生課	飯田保健福祉事務所福祉課	(略)				給食施設関係被害	施設管理者	民生課	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告からの把握）	(略)				<table><tr><th>調査事項</th><th>調査機関</th><th>担当課</th><th>協力機関</th></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>社会福祉施設被害</td><td>町・施設管理者</td><td>民生課</td><td>飯田保健福祉事務所福祉課</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td>給食施設関係被害</td><td>施設管理者</td><td>民生課</td><td>保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告からの把握）</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	調査事項	調査機関	担当課	協力機関	(略)				社会福祉施設被害	町・施設管理者	民生課	飯田保健福祉事務所福祉課	(略)				給食施設関係被害	施設管理者	民生課	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告からの把握）	(略)				県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正
調査事項	調査機関	担当課	協力機関																																															
(略)																																																		
社会福祉施設被害	町・施設管理者	民生課	飯田保健福祉事務所福祉課																																															
(略)																																																		
給食施設関係被害	施設管理者	民生課	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告からの把握）																																															
(略)																																																		
調査事項	調査機関	担当課	協力機関																																															
(略)																																																		
社会福祉施設被害	町・施設管理者	民生課	飯田保健福祉事務所福祉課																																															
(略)																																																		
給食施設関係被害	施設管理者	民生課	保健福祉事務所（福祉・医療施設の被害報告からの把握）																																															
(略)																																																		
4 災害情報の収集・連絡系統	4 災害情報の収集・連絡系統																																																	
(3) 関係機関における実施事項の概要	(3) 関係機関における実施事項の概要																																																	
ア 被害報告等	ア 被害報告等																																																	
(7) 町の実施事項	町の実施事項	見出し記号の追加 見出し記号の修正																																																
a あらかじめ情報収集連絡体制をとり、第2の2において町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4(1)に定める様式及び(2)で定める連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。 なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。	(7) あらかじめ情報収集連絡体制をとり、第2の2において町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4(1)に定める様式及び(2)で定める連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。 なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。																																																	
b 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は南信州地域振興局長に応援を求めるものとする。	(イ) 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は南信州地域振興局長に応援を求めるものとする。	見出し記号の修正																																																
c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。 この場合の対象となる災害は次のとおりとする。	(ウ) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合であって、次の災害であるときは、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。 (追記)	見出し記号の修正 県の防災計画に合わせて修正																																																

新	旧	修正理由・備考
<u>なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。</u> <u>(a) 町において災害対策本部を設置した災害</u> <u>(b)</u> 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害 <u>(c)</u> (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害 <u>国への報告は</u>、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。 <u>(イ)</u> 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課(災害対策本部室)に連絡するものとする。 <u>(ウ)</u> 「防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努めるものとする。 別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統 (10) 感染症関係報告 様式11号 <u>県疾病・感染症対策課</u> <u>(感染症対策担当)</u>	<u>a</u> <u>県において</u>災害対策本部を設置した災害 <u>b</u> 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害 <u>c</u> (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害 <u>なお、この国への報告は</u>、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。 <u>(エ)</u> 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課(災害対策本部室)に連絡するものとする。 <u>(オ)</u> 「防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努めるものとする。 別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統 (10) 感染症関係報告 様式11号 <u>県感染症対策課</u>	県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正・県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 1 【町が実施する対策】 (3) 職員の参集 ア 参集方法 (7) 指示によらない参集 <u>職員は、日頃から災害関連情報に十分注意し</u>、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。	第3節 非常参集職員の活動 第3 活動の内容 1 【町が実施する対策】 (3) 職員の参集 ア 参集方法 (7) 指示によらない参集 <u>職員は、災害関連情報に十分注意し</u>、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。	表記の整理に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第5節 ヘリコプターの運用計画 (別記) ヘリコプター要請手続要領 4 自衛隊ヘリコプター (1) <u>自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。なお、詳細については、</u> 本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。 (略) (2) <u>林野火災の場合等、航空機運用が伴う災害派遣要請の場合は第12旅団長に要請する。</u>	第5節 ヘリコプターの運用計画 (別記) ヘリコプター要請手続要領 4 自衛隊ヘリコプター <u>要請については、</u> 本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。 (略) <u>(新規)</u>	修正理由・備考 見出し記号の修正 航空機運用に伴う林 野火災の場合の災害 派遣要請先の変更に よる修正

新	旧	修正理由・備考
第6節 自衛隊の災害派遣 第3 活動の内容 1 派遣要請 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (イ) 派遣要請系統 自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。 <u>a 自衛隊災害派遣要請</u> (略) <u>b 林野火災の場合等、航空機運用に伴う災害派遣要請の場合</u>	第6節 自衛隊の災害派遣 第3 活動の内容 1 派遣要請 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (イ) 派遣要請系統 自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。 <u>(追記)</u> (略) <u>(新規)</u>	航空機運用に伴う林野火災の場合の災害派遣要請先の変更による修正

新	旧	修正理由・備考																														
(ウ) 派遣要請の要求手続 (略) ○ 要請文書の宛先・連絡先 <table><tr><th colspan="2">要請文書の宛先</th></tr><tr><td colspan="2">陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西 1－1)</td></tr><tr><th colspan="2">連絡先</th></tr><tr><th>時 間 内</th><th>時 間 外</th></tr><tr><td>第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76</td><td>駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">要請文書の宛先</th></tr><tr><td colspan="2">陸上自衛隊第12旅団長 (群馬県北群馬郡榛東村新井 1 0 1 7－2)</td></tr><tr><th colspan="2">連絡先</th></tr><tr><th>時 間 内</th><th>時 間 外</th></tr><tr><td>第3科長 TEL NTT 0279-54-2011(内線2230)</td><td>駐屯地当直司令 TEL NTT 0279-54-2011(内線2208) FAX : NTT 0279-54-2011(内線2233)</td></tr></table>	要請文書の宛先		陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西 1－1)		連絡先		時 間 内	時 間 外	第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62	要請文書の宛先		陸上自衛隊第12旅団長 (群馬県北群馬郡榛東村新井 1 0 1 7－2)		連絡先		時 間 内	時 間 外	第3科長 TEL NTT 0279-54-2011(内線2230)	駐屯地当直司令 TEL NTT 0279-54-2011(内線2208) FAX : NTT 0279-54-2011(内線2233)	(ウ) 派遣要請の要求手続 (略) ○ 要請文書の宛先・連絡先 <table><tr><th colspan="2">要請文書の宛先</th></tr><tr><td colspan="2">陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西 1－1)</td></tr><tr><th colspan="2">連絡先</th></tr><tr><th>時 間 内</th><th>時 間 外</th></tr><tr><td>第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76</td><td>駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62</td></tr></table> (追加)	要請文書の宛先		陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西 1－1)		連絡先		時 間 内	時 間 外	第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62	航空機運用に伴う林野火災の場合の災害派遣要請先の変更による修正
要請文書の宛先																																
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西 1－1)																																
連絡先																																
時 間 内	時 間 外																															
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62																															
要請文書の宛先																																
陸上自衛隊第12旅団長 (群馬県北群馬郡榛東村新井 1 0 1 7－2)																																
連絡先																																
時 間 内	時 間 外																															
第3科長 TEL NTT 0279-54-2011(内線2230)	駐屯地当直司令 TEL NTT 0279-54-2011(内線2208) FAX : NTT 0279-54-2011(内線2233)																															
要請文書の宛先																																
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西 1－1)																																
連絡先																																
時 間 内	時 間 外																															
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線302) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62																															

新	旧	修正理由・備考
第7節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 2 医療活動 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】 (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、町から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、<u>日赤災害医療コーディネーター</u>や医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たるものとする。 (略) <u>(リ) (一社)長野県臨床検査技師会及び(一社)日本臨床検査薬卸連合会関東甲信越臨床検査薬卸連合会は、県との協定に基づく要請があった場合は、臨床検査技師の派遣及び臨床検査薬等の供給を行うものとする。</u> <u>(タ) 長野県災害リハビリテーション支援関連団体協議会(長野J R A T)は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、災害リハビリテーション支援活動を行うものとする。</u>	第7節 救助・救急・医療活動 第3 活動の内容 2 医療活動 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】 (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、町から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、<u>医療救護班等</u>を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たるものとする。 (略) <u>(新設)</u> <u>(リ) (一社)長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処置活動等を行うものとする。</u>	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正・県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第10節 緊急輸送活動 第3 活動の内容 2 緊急交通路確保のための道路敬開等 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】 (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・<u>TEC-FORCEアドバイザー</u>を派遣し、<u>TEC-FORCEパートナーとの連携等により</u>、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。（<u>地方整備局</u>） 3 輸送手段の確保 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】（略） (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、<u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・TEC-FORCEアドバイザーを派遣しTEC-FORCEパートナーとの連携等により、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。</u>（北陸 信越運輸局） 4 輸送拠点の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (イ) <u>地域内物資輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携 協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するものとし、その周知徹底を図る。また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u>	第10節 緊急輸送活動 第3 活動の内容 2 緊急交通路確保のための道路敬開等 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】 (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>等を派遣し</u>、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 3 輸送手段の確保 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】（略） (ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、<u>必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。</u>（北陸信越運輸局） 4 輸送拠点の確保 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (イ) <u>輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の町が当たること</u> <u>を原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携する。</u>	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考																																																																								
第12節 避難受入及び情報提供活動	第12節 避難受入及び情報提供活動																																																																									
第3 活動の内容	第3 活動の内容																																																																									
1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保																																																																									
(1) 基本方針	(1) 基本方針																																																																									
(略)	(略)																																																																									
<table><tr><th colspan="4">非難情報等 (警戒レベル)</th></tr><tr><th>警戒レベル</th><th>状況</th><th>住民がとるべき行動</th><th>行動を促す情報 (避難情報等)</th></tr><tr><td>5</td><td>災害発生 又は切迫</td><td>命の危険 直ちに安全確保!</td><td>緊急安全確保</td></tr><tr><td colspan="4"><警戒レベル4までに必ず避難!></td></tr><tr><td>4</td><td>災害の おそれ高い</td><td>危険な場所から全員避難</td><td>避難指示</td></tr><tr><td>3</td><td>災害の おそれあり</td><td>避難に時間を要する人は早めに避難。避難の準備など</td><td>高齢者等避難</td></tr><tr><td>2</td><td>気象 状況悪化</td><td>避難行動を取臨(避難場所や避難 ルート、食料のライジングなど)</td><td>洪水、大雨、 高潮注意報</td></tr><tr><td>1</td><td>今後気象状況 悪化のおそれ</td><td>災害への心構えを高める</td><td>早期注意報</td></tr></table>	非難情報等 (警戒レベル)				警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	<警戒レベル4までに必ず避難!>				4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	3	災害の おそれあり	避難に時間を要する人は早めに避難。避難の準備など	高齢者等避難	2	気象 状況悪化	避難行動を取臨(避難場所や避難 ルート、食料のライジングなど)	洪水、大雨、 高潮注意報	1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意報	<table><tr><th colspan="5">新しい防災気象情報 (警戒レベル相当情報)</th></tr><tr><th></th><th>河川氾濫 1級河川などの 大規模な氾濫</th><th>大雨 短時間の暴風や 大雨(1日以内の範囲)</th><th>土砂災害 急傾斜地の崩 壊や土石流</th><th>高潮 海水面上昇や波の 打上げによる浸水</th></tr><tr><td>警戒レベル 6相当</td><td>レベル5 氾濫特別警戒</td><td>レベル5 大雨特別警戒</td><td>レベル5 土砂災害 特別警戒</td><td>レベル5 高潮特別警戒</td></tr><tr><td colspan="5"><警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難!></td></tr><tr><td>警戒レベル 4相当</td><td>レベル4 氾濫危険警戒</td><td>レベル4 大雨危険警戒</td><td>レベル4 土砂災害危険警戒</td><td>レベル4 高潮危険警戒</td></tr><tr><td>警戒レベル 3相当</td><td>レベル3 氾濫警戒</td><td>レベル3 大雨警戒</td><td>レベル3 土砂災害警戒</td><td>レベル3 高潮警戒</td></tr><tr><td>警戒レベル 2相当</td><td>レベル2 氾濫注意報</td><td>レベル2 大雨注意報</td><td>レベル2 土砂災害注意報</td><td>レベル2 高潮注意報</td></tr><tr><td>警戒レベル 1相当</td><td colspan="4">早期注意報</td></tr></table> 令和8年6月29日運用開始	新しい防災気象情報 (警戒レベル相当情報)						河川氾濫 1級河川などの 大規模な氾濫	大雨 短時間の暴風や 大雨(1日以内の範囲)	土砂災害 急傾斜地の崩 壊や土石流	高潮 海水面上昇や波の 打上げによる浸水	警戒レベル 6相当	レベル5 氾濫特別警戒	レベル5 大雨特別警戒	レベル5 土砂災害 特別警戒	レベル5 高潮特別警戒	<警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難!>					警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警戒	レベル4 大雨危険警戒	レベル4 土砂災害危険警戒	レベル4 高潮危険警戒	警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警戒	レベル3 大雨警戒	レベル3 土砂災害警戒	レベル3 高潮警戒	警戒レベル 2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	警戒レベル 1相当	早期注意報				
非難情報等 (警戒レベル)																																																																										
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)																																																																							
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保																																																																							
<警戒レベル4までに必ず避難!>																																																																										
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示																																																																							
3	災害の おそれあり	避難に時間を要する人は早めに避難。避難の準備など	高齢者等避難																																																																							
2	気象 状況悪化	避難行動を取臨(避難場所や避難 ルート、食料のライジングなど)	洪水、大雨、 高潮注意報																																																																							
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意報																																																																							
新しい防災気象情報 (警戒レベル相当情報)																																																																										
	河川氾濫 1級河川などの 大規模な氾濫	大雨 短時間の暴風や 大雨(1日以内の範囲)	土砂災害 急傾斜地の崩 壊や土石流	高潮 海水面上昇や波の 打上げによる浸水																																																																						
警戒レベル 6相当	レベル5 氾濫特別警戒	レベル5 大雨特別警戒	レベル5 土砂災害 特別警戒	レベル5 高潮特別警戒																																																																						
<警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難!>																																																																										
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警戒	レベル4 大雨危険警戒	レベル4 土砂災害危険警戒	レベル4 高潮危険警戒																																																																						
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警戒	レベル3 大雨警戒	レベル3 土砂災害警戒	レベル3 高潮警戒																																																																						
警戒レベル 2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報																																																																						
警戒レベル 1相当	早期注意報																																																																									
4 避難所等の開設・運営	4 避難所等の開設・運営																																																																									
(1) 基本方針	(1) 基本方針																																																																									
(略)	(略)																																																																									
その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずるものとする。	その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。																																																																									
(2) 実施計画	(2) 実施計画																																																																									
ア 【町が実施する対策】	ア 【町が実施する対策】																																																																									
(イ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置を講ずることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。	(イ) 指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。																																																																									
a トイレの設置状況・し尿処理状況等の把握に努め、簡易トイレ・トイレカー・トイレトレー等のより快適なトイレの設置への配慮	a トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレー等のより快適なトイレの設置への配慮																																																																									
b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事の提供（炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具、食料等の確保）	b 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供（追記）																																																																									
c 避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置	c 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置																																																																									
d 入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保	d 入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保																																																																									

	防災気象情報の改定に伴う修正	
	表現の統一に伴う修正	
	表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせ修正	
	県の防災計画に合わせ修正	
	県の防災計画に合わせ修正	

新	旧	修正理由・備考
e 避難の<u>長期化等、必要に応じた</u>避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 (c) <u>健康のための入浴施設</u>設置の有無及び利用頻度 f <u>家庭動物との同行避難に対する適切な体制の整備(専用スペースの確保等)</u>、家庭動物の受入状況の把握 (ケ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。 (コ) <u>指定避難所等</u>の運営における<u>女性や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるもの</u>とする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等</u>における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者の</u>ニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。 (サ) 指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子ども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。 また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 (フ) やむを得ず<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・非難場所ID</u>を適切に県に報告するよう努めるものとする。	e 避難の<u>長期化等必要に応じ</u>て、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握 (c) <u>入浴施設</u>設置の有無及び利用頻度 f <u>必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等</u>の把握 (ケ) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。 (コ) <u>指定避難所</u>の運営における<u>女性</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等<u>に配慮</u>する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所</u>における安全性の確保など、<u>女性や子育て家庭</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。 (サ) 指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。 また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 (フ) やむを得ず<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等<u>を</u>適切に県に報告するよう努めるものとする。	県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (イ) 広域一時滞在の対応 <u>b 市町村間の情報共有等</u> <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先市町村との間で、被災住民に関する情報共有を確実にを行うものとする。また、受入先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u> <u>c 広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。 6 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を<u>行い、難所の早期解消に努めることとする。</u> (略) (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者をはじめとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。	5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動 (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (イ) 広域一時滞在の対応 <u>(新設)</u> <u>b 広域的避難収容活動の実施</u> 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。 6 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行<u>う。</u> (略) (2) 実施計画 【町が実施する対策】 (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。	県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第13節 孤立地域対策活動 第3 活動の内容 1 孤立実態の把握対策 (1) 基本方針 全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、<u>平時</u>からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(<u>NTT東日本</u>(株))	第13節 孤立地域対策活動 第3 活動の内容 1 孤立実態の把握対策 (1) 基本方針 全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、<u>平常時</u>からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。 3 通信手段の確保 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(<u>東日本電信電話</u>(株))	表現の統一に伴う修正 社名変更に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第14節 食料品等の調達供給活動 第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (オ) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、新物資システム（B-P L o）を用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。 (カ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 食料費・生活必需品の県への調達要請フロー	第14節 食料品等の調達供給活動 第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (新設) (オ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 食料費・生活必需品の県への調達要請フロー	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第17節 保健衛生、<u>福祉</u>、感染症予防活動 第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を<u>目的として、被災保健所・市町村における保健医療福祉活動の指揮調整のもと</u>、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び<u>栄養・食生活改善支援</u>等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 第2 主な活動 1 <u>被災保健所・市町村は、被災者の健康支援に必要な情報収集・分析に基づき保健医療 福祉活動チームの配置や物資確保等の支援体制構築の指揮調整を行う。これらの指揮調整の支援にあたっては、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を派遣する。</u> 2 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、<u>避難所等</u>における健康意識の向上に努める。 また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による<u>栄養・食生活相談</u>を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。 3 <u>平時</u>から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。 第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (ア) 被災者の避難状況を把握し、<u>県災害対策本部地方部</u>に置かれる<u>地域本部</u>に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。 イ 【関係機関が実施する対策】 (ウ) <u>行政との連携のもとに、栄養士会は、栄養・食生活相談、身体・病態の状況に合わせた食品の提供等、食生活改善推進協議会は、炊き</u>	第17節 保健衛生、感染症予防活動 第1 基本方針 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を<u>目的として</u>、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び<u>栄養改善対策</u>等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 第2 主な活動 (新設) 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、<u>避難所</u>における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による<u>栄養指導</u>を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置をとる。 さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。 2 <u>平常時</u>から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。 第3 活動の内容 1 保健衛生活動 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (ア) 被災者の避難状況を把握し、<u>保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班</u>に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。 イ 【関係機関が実施する対策】 (ウ) <u>栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等</u>を行うよう努めるものとする。	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正・県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正・表現の統一に伴う修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	新	新
<u>(ウ) 出し等</u> を行うよう努めるものとする。		

新	旧	修正理由・備考
第25節 通信・放送施設応急活動	第25節 通信・放送施設応急活動	
第2 主な取組み	第2 主な取組み	
4 警察機関は、警察 <u>通信</u> 施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。	4 警察機関は、警察 <u>無線</u> 施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。	標記の修正
第3 計画の内容	第3 計画の内容	
2 電気通信施設の応急活動	2 電気通信施設の応急活動	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
【 <u>NTT東日本</u> (株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策】	【 <u>東日本電信電話</u> (株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する対策】	社名変更に伴う修正
ア 重要通信の疎通確保	ア 重要通信の疎通確保	
(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努めるものとする。	(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努めるものとする。	
(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。	(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。	
(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を <u>講ずる</u> ものとする。	(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を <u>講じる</u> ものとする。	表現の統一に伴う修正
イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置	イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置	
災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。	災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。	
<u>ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置 避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。</u>	<u>(新設)</u>	県の防災計画に合わせて修正
<u>エ 携帯電話等の貸出し 避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。</u>	<u>(新設)</u>	県の防災計画に合わせて修正
<u>オ</u> 災害用伝言ダイヤル等の提供	<u>ウ</u> 災害用伝言ダイヤル等の提供	見出し記号の修正
災害発生により著しく通信 <u>輻輳</u> が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供するものとする。	災害発生により著しく通信 <u>ふくそう</u> が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171を速やかに提供するものとする。	標記の修正
<u>カ</u> 情報提供等	<u>エ</u> 情報提供等	見出し記号の修正
通信の疎通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。	通信の疎通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。	

新	旧	修正理由・備考
第27節 土砂災害等応急活動 第3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(中部地方整備局、飯田建設事務所) (ウ) (略) また、派遣された<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>等は、<u>被災状況調査</u>を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する<u>場合や、避難所等における給水支援等を実施する場合</u>には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 2 地すべり等応急対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(略) (エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>等を派遣するものとする。 3 土石流対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(略) (エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>等を派遣するものとする。 4 崖崩れ応急対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(略) (ア) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>等を派遣するものとする。	第27節 土砂災害等応急活動 第3 活動の内容 1 大規模土砂災害対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(中部地方整備局、飯田建設事務所) (ウ) (略) また、派遣された<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>は、<u>被災状況</u>を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する<u>場合</u>には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。 2 地すべり等応急対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(略) (エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>を派遣するものとする。 3 土石流対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(略) (エ) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>を派遣するものとする。 4 崖崩れ応急対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(略) (ア) 要請に基づき<u>緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)</u>を派遣するものとする。	県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3.1節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第3 活動の内容 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(中部地方整備局) <u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)・TEC-FORCEアドバイザーを派遣し、TEC-FORCEパートナーとの連携等により、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止対策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等は、被災状況地調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u>	第3.1節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 第3 活動の内容 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 イ 【関係機関が実施する対策】(中部地方整備局) <u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u>	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3.3節 農林水産物災害応急活動 第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒<u>伏</u>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。 第3 活動の内容 1 農水産物災害応急対策 (2) 実施計画 ウ 【住民が実施する対策】 (イ) 作目別の主な応急対策 b 果樹 (d) <u>樹木に</u>付着した泥は、速やかに洗い流す。	第3.3節 農林水産物災害応急活動 第1 基本方針 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒<u>壊</u>した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。 第3 活動の内容 1 農水産物災害応急対策 (2) 実施計画 ウ 【住民が実施する対策】 (イ) 作目別の主な応急対策 b 果樹 (d) <u>果実や葉に</u>付着した泥は、速やかに洗い流す。	標記の修正 県の防災計画に合わせて修正

新	旧	修正理由・備考
第3.5節 飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び<u>避難所等</u>での飼養等の保護措置を獣医師会と連携し実施する。 第3 活動の内容 2 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との<u>連携の下、必要な措置を講ずるものとする。</u>	第3.5節 飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び<u>避難所</u>での飼養等の保護措置を獣医師会と連携し実施する。 第3 活動の内容 2 実施計画 ア 【町が実施する対策】 (イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との<u>連携の下必要な措置をとるものとする。</u>	文言の修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 迅速な原状復旧の進め方 第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (2) 実施計画 【町及び県、公共機関が実施する対策】 (ク) <u>水道事業者及び下水道事業者は、復旧に当たり上下水道一体となった対応に努めるものとする。</u> (ケ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。 (コ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。 (サ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。 (シ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。 (ス) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	第2節 迅速な原状復旧の進め方 第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (2) 実施計画 【町及び県、公共機関が実施する対策】 (新規) (ク) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。 (ケ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。 (コ) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。 (サ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。 (シ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。	修正理由・備考 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正 見出し記号の修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 計画的な復興 第3 計画の内容 1 復興計画の作成 (1) 基本方針 被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、地域構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。 計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。 また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、<u>女性、障がい者、高齢者等</u>の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。 なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。 2 防災まちづくり (1) 基本方針 被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、<u>女性、障がい者、高齢者等</u>の意見が反映されるよう、環境整備に努める。 (2) 実施計画 ウ 【住民が実施する計画】 再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、<u>子ども</u>たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。	第3節 計画的な復興 第3 計画の内容 1 復興計画の作成 (1) 基本方針 被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、地域構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。 計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。 また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、<u>障がい者、高齢者、女性等</u>の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。 なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。 2 防災まちづくり (1) 基本方針 被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、<u>女性・高齢者・障がい者等</u>の意見が反映されるよう、環境整備に努める。 (2) 実施計画 ウ 【住民が実施する計画】 再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、<u>子供</u>たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。	修正理由・備考 他節と揃うように修正 他節と揃うように修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第5節 被災者等の生活再建等の支援 第3 活動の内容 9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等 (2) 実施計画 ア【町が実施する対策】 <u>国民健康保険資格確認証</u>の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料(税)の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。 イ【関係機関が実施する対策】 <u>厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、マイナ保険証又は資格確認書提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。</u>	第5節 被災者等の生活再建等の支援 第3 活動の内容 9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等 (2) 実施計画 ア【町が実施する対策】 <u>国民健康保険被保険者証</u>の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料(税)の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。 イ【関係機関が実施する対策】 (ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。 (イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置をとるものとする。	名称の修正 県の防災計画に合わせて修正